

議案第99号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大河原ふれあい広場
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町大河原1087番地
大河原区自治会
会長 上野政次
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第99号参考資料

施設名称	大河原ふれあい広場
所在地	甲賀市土山町大河原1129番地
面積	16,730㎡
施設内容	付帯施設 東屋1棟



令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:農村整備課)

1 施設名	大河原ふれあい広場		
2 施設の目的	地域住民のコミュニティー活動及び他地域との交流の増進、余暇の効果的な利用等を目的として、本施設を設置する。		
3 施設の概要	所在地： 甲賀市土山町大河原1129番地 面積： 16,730㎡ 付帯施設： 東屋1棟		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6 管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 地域による自主活動の推進		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	396,000 円	
	(年間指定管理料)	132,000 円	
8 指定候補者	大河原区自治会		
9 指定候補者の選定理由	施設周辺地域の活性化が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地の自治会を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10 選定基準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11 選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】 特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第100号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

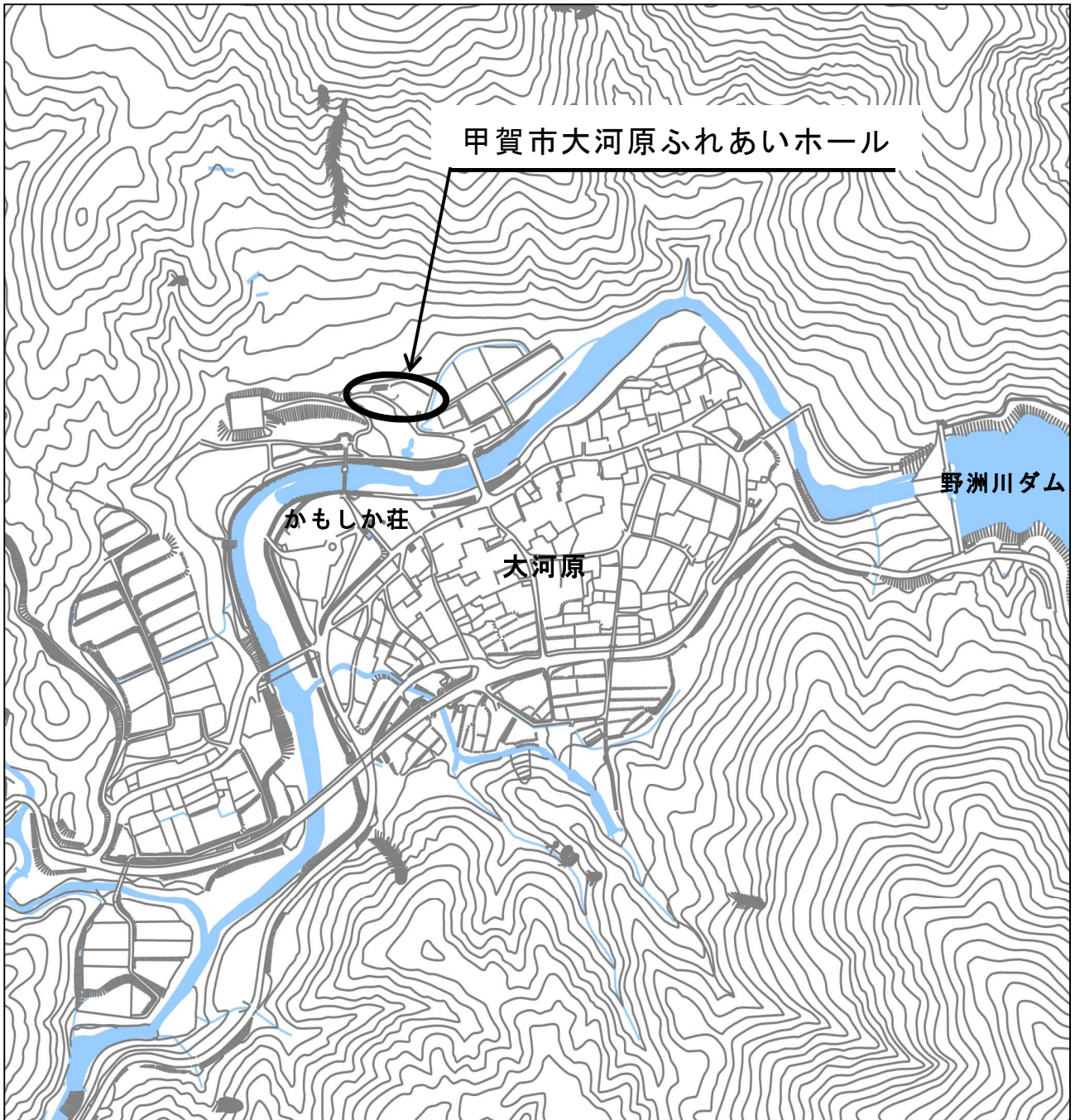
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市大河原ふれあいホール
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市土山町大河原1087番地
大河原区自治会
会長 上野政次
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第100号参考資料

施設名称	甲賀市大河原ふれあいホール
所在地	甲賀市土山町大河原1173番地
面積	延床面積 476.79㎡
施設内容	多目的ホール、調理実習室、和室 他



令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:農村整備課)

1 施設名	甲賀市大河原ふれあいホール		
2 施設の目的	野洲川上流地域の自然豊かな環境保全や近隣都市住民が訪れるコミュニティ活動、ボランティア活動等の取り組みなど、地域の活性化の拠点となる施設として、本施設を設置する。		
3 施設の概要	所在地：甲賀市土山町大河原1173番地 構造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積：476.79㎡ 1階：事務室、多目的ホール、倉庫、便所 2階：調理実習室、和室		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6 管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 地域による自主活動の推進		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	0 円	
	(年間指定管理料)	0 円	
8 指定候補者	大河原区自治会		
9 指定候補者の選定理由	施設周辺地域の活性化が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地の自治会を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10 選定基準	評価項目	適	不適
	施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
	施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
	施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11 選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適である。 【特記事項】特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博

議案第101号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

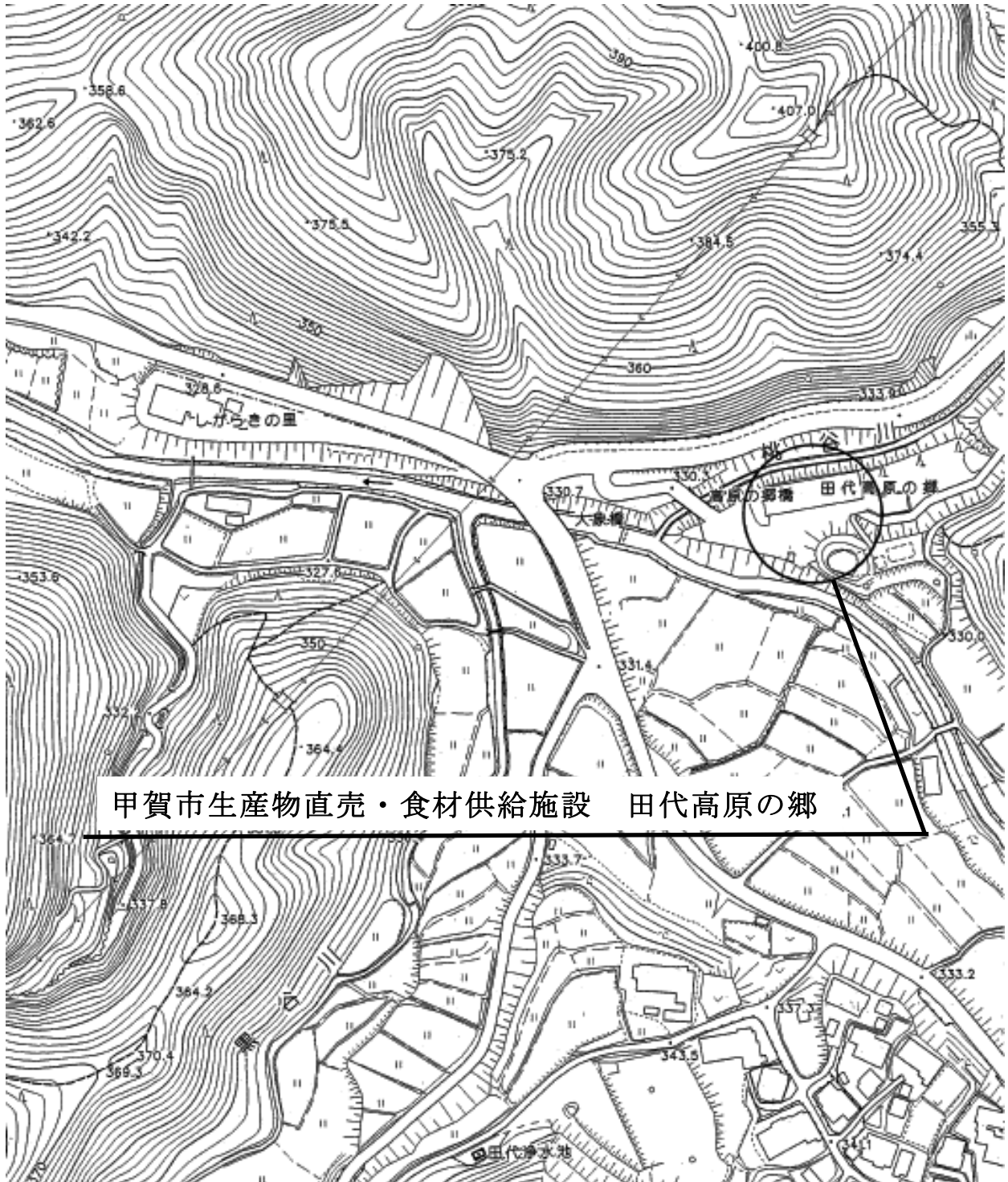
指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷
- 2 指定管理者 滋賀県甲賀市信楽町田代316番地
有限会社秀明ナチュラルファーム
代表取締役 渡 部 新
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第101号参考資料

施設名称	甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷
所在地	甲賀市信楽町田代212番地
面積	床面積 412㎡
施設内容	研修室、レストラン、直売所、作陶室、ふれあい広場



議案第101号参考資料

令和4年度第1回指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課：農業振興課)

1	施設名	甲賀市生産物直売・食材供給施設 田代高原の郷		
2	施設の目的	地域の活性化と農業の振興を図り、農産物の販売促進を推進する。		
3	施設の概要	所在地：甲賀市信楽町田代212番地 構造：木造平屋建 床面積：412㎡		
4	募集方法	非公募		
5	指定期間	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 (3年間)		
6	管理業務内容	1. 施設貸出・受付業務 2. 施設維持管理業務 3. 直売所・レストラン運営業務		
7	指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額)	0 円	
		(年間指定管理料)	0 円	
8	指定候補者	有限会社 秀明ナチュラルファーム		
9	指定候補者の 選定理由	施設周辺地域の活性化と農業振興が主要な目的で設置された施設であり、施設所在地と深い関係のある農業生産法人を指定管理者として指定することで、設置目的の推進と維持管理経費の節減及び地域住民の公平な利用が期待できる。		
10	選定基準	評価項目	適	不適
		施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
		施設の効用を最大限に発揮させるものである	○	
		施設の適切な維持及び管理が図られるものである	○	
		施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである	○	
		施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する	○	
11	選定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として適当である。 <input type="checkbox"/> 当該施設の指定候補者として不適当である。 【特記事項】 特になし		

令和4年10月14日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博